J:COM スマホサービス契約約款

第１章　総則

第１条（取り扱いの準則）

この「J:COM スマホサービス契約約款」（以下、「本約款」といいます。）は、JCOM マーケティング株式会社（以下「当社」といいます）が以下のサービスエリアに限定して提供するモバイル通信サービスを使用して行う電気通信サービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用されます。

サービスエリア
大分市、由布市、津久見市、臼杵市、国東市、九重町、竹田市、中津市、宇佐市、豊後大野市、杵築市

２．本約款と個別規約の間に異なる定めがある場合には、個別規約の定めが優先するも のとします。契約者は、本約款とあわせて個別規約にも従うものとします。

第２条（約款の変更）

当社は契約者の承認を得ることなく、本約款を変更することができるものとし、契約者 および当社には変更後の約款が適用されるものとします。

２．本約款変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、当社は契約者が変更後 の約款に同意したものとみなします。ただし、当該変更が契約者に対し著しい不利 益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は当社に対して利 用契約の解約の申出をすることができます。当社がこれを承諾した場合には、契約 者は解約の手続きを速やかにとるものとします。

３．当社は本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し て、通知もしくはホームページ上にて告知します。

４．本サービスの一部を当社の事由により廃止することとなる場合、前項の通知を事前 に行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービ スの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更をおこなった場合等）に関する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第３条（用語の定義）

本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

・契約者 利用契約を締結している者。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」という。

・利用契約 契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約には、契約者への本約款の適用 のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日その他契 約者と当社が協議のうえ決定した事項が記載される。

・電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介するサービス。電気通信事業者がサービス 契約約款等に規定し提供されるもの。

・最低利用期間　 契約者が利用を義務づけられる最短の期間。

・モバイル通信端末 本サービスにおいて SIM カードを使用し、音声通話、もしくはデータ通信を行うため の端末機器で、［端末機器の技術基準適合認定等に関する規則］（平成 16 年総務省 令第 15 号）で定

める種類の端末設備の機器。
・SIM カード 契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がデータ 通信機能、SMS 機能、音声通話機能の提供のために利用契約者に貸与するもの。

第 4 条（サービスの種類）
本サービスの種類は次の通りです。
・データ通信機能 インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与する もの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
・SMS 機能 インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が 可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。
・音声通話機能 インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に 該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。

第 5 条（サービス内容の変更）
当社は、本サービスの内容または名称を予告なく変更することがあります。その場合、 当社ホームページにて通知するものとします。

第 6 条（提供地域）
1．本サービスは NTT ドコモ網を利用するため、NTT ドコモ社のサービスカバーエリアに準拠します。
2．通信速度は保証するものではありませんので、通信エリア、通信環境、ネットワークの混雑状況によって変化します。
3．利用可能エリア内であっても、電波状況その他の事情により本サービスに支障が生 じる場合があります。

第 2 章　契約
第 7 条（契約者）
　本サービスの契約者は個人に限るものとします。また、契約時に大分県内に在住している事とします。

第 8 条（契約の単位）
　当社は契約者回線一回線ごとに一のサービス契約を締結するものとします。

第 9 条（最低利用期間）
　本サービスの最低利用期間は以下とします。
・データ通信専用 SIM カード及び SMS 機能付き SIM カードについては課金開始月の翌月末日までの期間
・音声通話機能付き SIM カードについては課金開始月の翌月から 12 か月の末日までの 期間

第 10 条（契約申込及び承諾等）

本サービスの申込において、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本人 確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）第９条の規定に基づくものであって、氏名、 住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとし ます。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

２．当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる 事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1)申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかである とき

(2)申込者が第 19 条（利用の停止等）第１項各号の事由に該当するとき

(3)申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結し たことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4)申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

(5)本条第１項において、本人確認ができないとき、または、未成年者であったとき

３．前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知しま す。

４．当社は、第２項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明 に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において 当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第２項に基づく申込の 承諾を留保または拒絶するものとします。

５．当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定 めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本 サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込 を承諾しないものとします。

第 11 条（サービス利用の要件等）

契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、指定されたものとなります。

１．契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

２．本サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

３．契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、 音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」としま す。）による転入又は転出を行うことができます。

４．MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(1)転入元事業者の契約者と、本サービスに係る契約の契約者が同一である必要があります。

(2)転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(3)電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの 期間）があります。

(4)本サービスに係る利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。

５．契約者は、当社が指定する貸与機器（SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。）以外の通信手段を用 いた本サービスの利用、及び本サービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接 続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
６．契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
(1)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
(2)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、賃与、譲渡その他の処分をし ないこと
(3)日本国外で貸与機器を使用しないこと
(4)貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
７．契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
(1)本サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
(2)異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合
(3)異なる機能区分の SIM カードへ変更した場合
(4)前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
８．契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与機器を当社に返還するものとします。
９．貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとしま す。
10. 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当 社に通知するものとします。
11. 契約者は、当社に対し、亡失品（第８号及び第９号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
12. 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発 見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に 支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
13. 契約者は、本サービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。
14. 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも NTT ドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、 あらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスにおいては、第 19 条（利用の停止等）及び第 21 条（利用の制限）に定めるほか、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一 定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
16. 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認 を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

17. 未成年者は利用することはできません。

第 12 条（サービス内容の変更）
本サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は次のとおりです。
(1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更（音声通話機能付き SIM カードのみ）

第 13 条（契約者の名称の変更等）
契約者は、その氏名、住所若しくは居所又はその他当社が指定する事項に変更があった ときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 14 条（個人の契約上の地位の引継）
契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したとき は、当該個人に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間 を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、 最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることが できます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元 契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
２．第 10 条（契約申込及び承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込 者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 15 条（権利の譲渡の禁止）
契約者は、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。 ２．契約者は本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第 16 条（当社による契約の解除）
当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。
(1)本サービスの利用が第 19 条（利用の停止等）第 1 項の規定、またはその他事由に より、停止または制限された場合において、契約者が当該停止または制限の日から 1 ヵ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき
(2)当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
２．当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。
３．第 20 条 （サービスの廃止）第 1 項の規定により、本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスの契約が解除されたものとします。

第 17 条（契約者が行う契約の解除）
契約者が最低利用期間の満了前に利用契約を解除した場合は、違約金として残月分を一 括請求します。
２．最低利用期間満了後は、解約希望日の 1 か月前に解約の申し出がない限り、1 か月間単位で契約は自

動更新されます。

第 3 章　利用の中止および利用停止並びにサービスの廃止

第 18 条（利用の中止）

　次に掲げる事由により、本サービスの提供を中止することがあります。

(1)電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2)電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

２．当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 3 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 19 条（利用の停止等）

　当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止または利用を制限することがあります。

(1)この約款に定める契約者の義務に違反したとき

(2)料金等本サービス契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき

(3)違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき

(4)当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(5)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき

(6)前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

２．当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは、契約者に 対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

３．当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

４．当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 20 条（サービスの廃止）

　当社は都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

２．当社は前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合は、契約者に 対し事前にその旨を通知します。

第 4 章　利用の制限

第 21 条（利用の制限）

電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは 発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用が制限される場合があります。

２．本サービスの通信においては、法律に反する通信、およびそれに準ずると判断された通信については制限される場合があります。

第 22 条（通信時間・速度等の制限）

契約者は、データ通信量によって通信速度が制限される場合があります。

第 5 章　料金等

第 23 条（利用料金の支払義務）

契約者は、契約の成立により料金表（別表）に定める、初期費用、月額費用を当社に支払うものとします。　２．初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

３．月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日の月末日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 19 条（利用の停止等）第 1 項各号の規定により本サービスの提供が停止または制限された場合における当該停止の期間は、本サービスに係る月額料金の額の算出については、本サービスの提 供があったものとして取り扱うものとします。

４．課金開始日は、弊社の指定する日となり、実際の利用開始日と異なる場合があります。

５．契約が解除された場合は、契約が解除された月の末日までが利用料金の支払い対象期間とし、利用料金の日割り計算はしないものとします。

第 24 条（料金の額について）

本サービスにおいて定められた料金の金額については、別紙もしくは当社ホームページにて通知する事とします。

第 25 条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下、「利用不 能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に 月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

２．前項の規定は、貸与機器の故障によるものを含まないものとします。

第 26 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 27 条（料金等の支払方法）

契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 28 条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に 相当する金額（以下、「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 29 条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務について、 支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払 があった場合は、この限りではありません。

第 30 条（ユニバーサルサービス料）

契約者は、ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の支払いを要します。

ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

（電話のユニバーサルサービス制度について）

https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/94321/universal_94321.pdf

（ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について）

https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/94322/broadband-universal_94322.pdf

第 30 条の 2（電話リレーサービス料）

契約者は、電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の支払いを要します。

電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

（電話リレーサービス制度について）

https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/94323/94323.pdf

第 31 条（モバイル通信端末の提供）

当社は、契約者からの申込に基づき、モバイル通信端末を契約者に販売します。

２．契約者は、モバイル通信端末購入費用の支払方法は、当社が指定する方法に限ります。

３．第９条の規定にかかわらず、当社が提供するモバイル通信端末を利用した本サービスの最低利用期間は、２年間とします。
４．当社は、契約者に対し、モバイル通信端末を契約者の指定する大分県内の場所において引渡すものとします。
５．モバイル通信端末の引渡しに係る運送の手配は当社が行い、引渡しに係る運送費等の諸費用はモバイル通信端末１端末あたり、１配送まで当社の負担とします。ただし、特別な費用が発生する場合は契約者と当社が協議のうえその費用負担を定めるものとします。
６．契約者が当社からモバイル通信端末の引渡しを受けた後 5 営業日以内に規格、仕様、個数につき不適合ないし不足または外観上明らかな瑕疵の存在の申し立てがなかった場合は、モバイル通信端末は申込書のとおり契約者に引渡されたものとしま す。
７．当社が契約者にモバイル通信端末の販売をした場合、モバイル通信端末の所有権および危険負担はモバイル通信端末の引渡しをもって当社から契約者に移転します。
８．発送後、契約者の長期不在等により、未受領となって当社に返送された場合は、解約扱とし違約金として初期費用を請求いたします。

第 32 条（モバイル通信端末の担保責任）
　当社は、契約者に対し、引渡し時においてモバイル通信端末が正常な性能を備えていることのみを保証し、モバイル通信端末の商品性または契約者の使用目的への適合性その他について保証しません。
２．契約者が、モバイル通信端末の引渡しを受けた後は、モバイル通信端末の保証については、モバイル通信端末の製造メーカーによる保証内容に準ずるものとします。
３．モバイル通信端末のメーカーの保証期間は、端末出荷日から起算して１年間となります。
４．当社はメーカーのモバイル通信端末による、ハードウェアおよびソフトウェアの瑕疵担保責任を負いません。
５．モバイル通信端末の瑕疵について、当社は本条記載以外の賠償の責任を負いません。
６．メーカー保証期間を過ぎた場合は、有償交換となります。修理交換の有無は、メーカー修理見積を、契約者に発行しますので、契約者にて判断いただきます。
７．故障端末の送付にかかる送料については、契約者負担とします。

第 33 条（ネットワークの利用）
契約者は、本サービスのモバイルアクセス利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第 6 章　SIM カード
第 34 条（SIM カードの貸与）
当社は、契約者の申込に基づき、SIM カードを貸与します。
２．契約が解除された場合、契約者は解除日から１か月以内に、SIM カードを当社に返却するものとします。
３．前項の期間中に SIM カードの返却が行われない場合は、紛失扱いとして当社所定の損害金を請求し

ます。
４．SIM カードの初期不良については、出荷日から起算して１か月以内に申告した場合 のみ、無償にて交換します。
５．SIM カードの紛失、故障については、再発行にかかる手続費用を請求します。

第 35 条（SIM カードにかかる契約者の義務）
契約者は、貸与を受けている SIM カードについて、下記事項をまもらなければなりません。
(1)SIM カードを善良な管理者の注意義務をもって管理すること
(2)SIM カードの盗難または紛失があった場合、速やかに当社に届け出ること
(3)SIM カードを盗難された場合、紛失した場合または破損した場合、当社所定の損害金を支払うこと
(4)SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと

第８章　個人情報
第 36 条（個人情報保護）
当社は、法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
２．当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
(1)本サービスの提供に係る業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
(2)本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
(3)当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法によりこれらの取り扱いを中止又は再開することができます。
(4)その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
３．当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
４．前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第４条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第９章　雑則
第 37 条（ID およびパスワード）
契約者は、本サービス利用時に発行される ID およびパスワード (本条において「ID 等」といいます。) の管理責任を負うものとします。
２．当社は、契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、 ID 等の提示を求めることがあります。

３．契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
４．契約者は、ID 等が窃用されまたは窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
５．契約者は、ID 等を変更することはできません。

第 38 条（免責）
当社は、契約者が本サービスの利用に関し損害を被った場合、本約款の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

附　則
この契約約款は、平成 27 年 4 月 20 日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。
（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）
株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）
また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。
この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。

（実施期日）
この改正規定は、2026 年 8 月 1 日から実施します。